

第7号

平成28年9月20日

人材開発協会 会報

経営労務情報

9月1日は防災の日です。また9月は台風などによる風水害が多発する季節でもあります。この時期だからこそ、自社の防災対策の見直しをしてみتهいかがでしょうか。

掲載内容に関してご不明の点等があれば、お気軽に当協会までお問い合わせください。



発行人：人材開発協会
理事長 湯瀬 正博

東京都千代田区飯田橋2-11-5人材開発ビル
TEL:03-6380-8530 / FAX 03 5215 1734

1. キャリアコンサルタント面談を実施しました。

9-2

当会報5月号にてご紹介しました キャリアドック（キャリア形成促進助成金の頁）につきまして、当会では、実際にキャリア面談とは、どのようなものなのかを体験してもらうべく会員に賛同者を募ったところ、参加したいとする会員4社 6名の賛同を得たので 平成28年9月16日 キャリアコンサルタントの資格をもつ 山崎美和先生にお願いして実施した。

キャリア面談の内容は次の通りとして事前に確認して山崎先生に渡した
キャリア面談の4つの選択

1. 会社の仕事の方向性を確認し将来像を模索する。《次のような場面》

- ①活動的で問題ないかに思うが、将来に不安を抱えている。
- ②マンネリ化して目標を見失っているような気がする。

2. くたびれた心を傾聴してセラピーする。《次のような場面》

- ①職場の人間関係が多少重たいと感じている。
- ②家庭での問題等で仕事との折合に悩んでいる。
- ③将来の方向性が見えなくなって悩んでいる。

3. コーチングを受けて行動を後押しして欲しい。《次のような場面》

- ①やることは決まっているが後ろから押して欲しい
- ②自らが語り自らの耳で聞くことで行動を確立したい。

4. アサーション 自己表現の方法を固める。《次のような場面》

- ①自己表現がうまくできず不満がたまっていく
- ②我慢することでコミュニケーションが円滑でない

山崎美和先生プロフィール
フリーアナウンサーとして18年間マスコミ業界で活動後、キャリアアカウンセラーの資格を取得。国立大学や行政機関で8千人を超えるカウンセリングを経験すると共に、現在は、カウンセリングとヴォイストレーニングを融合させた声のチカラで自信をつけるキャリアアヴォイスを提唱。若者を中心に、のべ一万人以上の声の支援を行う。

キャリア面談風景



場所

中央大学 御茶ノ水 記念会館

参加会員様

会員 4社 6名

非会員 1社 1名



来年より拡大となる 雇用保険被保険者の範囲

平成28年3月29日に成立した「雇用保険法等の一部を改正する法律」により、雇用保険料率の変更や、介護休業給付の給付率の引上げが行われました。これらの他にもこの法律により、平成29年1月には、雇用保険の被保険者範囲の拡大、平成32年度からは雇用保険料の免除制度の廃止が決まっています。そこで、今後の変更点について確認しておきましょう。



1.雇用保険の被保険者の適用拡大

雇用保険は1週間の所定労働時間が20時間以上、かつ、31日以上雇用見込がある場合に被保険者となりますが、65歳以降に新たに入社した人については、この条件に関わらず被保険者にはならないとされています。ただし、65歳以前から適用事業所に引き続き被保険者として雇用されている場合には、高年齢継続被保険者として65歳以降も継続して被保険者として取扱われます。

これについて、平成29年1月1日からは65歳以降に新たに入社した人も、条件を満たせば雇用保険の被保険者となることになりました。

なお、平成29年1月1日時点で、入社時にすでに65歳以上であったために雇用保険の被保険者となっていない人も被保険者となり、平成29年3月31日までに手続きを行うこととされました。該当者がいないかを確認の上、手続きの準備を進めておきましょう。

2.65歳以上の人に対する給付

65歳以上の被保険者で一定の要件を満たして退職し、求職活動をする場合には、基本手当ではなく、被保険者であった期間に応じた

高年齢求職者給付金（一時金）が支給されることになっています。来年から新たに被保険者となる65歳以上の人についても、高年齢求職者給付金が支給されることになります。

さらに、現在は支給対象外となっている介護休業給付や、教育訓練給付等についても支給対象となります。

3.平成32年度から始まる保険料徴収

現状、年度初日（4月1日）時点で満64歳以上の被保険者については、雇用保険料が被保険者負担分、事業主負担分ともに免除されています。今回の被保険者の適用拡大にあわせ、この免除制度が廃止され、原則どおり保険料の徴収が行われることとなります。ただし、経過措置として平成31年度分までは現状の免除制度が継続されるため、実際には平成32年度から、年齢に関わらず全員が雇用保険料の徴収の対象となります。



被保険者の適用拡大に伴い必要となる届出等に関しては、今後詳細が決定され、案内が行われることになっています。また、高齢者を多く雇用している事業主にとっては、今後、保険料の負担が大きくなることから、高齢者を一定割合以上雇用した場合の助成措置等を導入することが予定されています。これらの情報にも注目していきましょう。



健康診断実施後のフォローと 監督署によく指摘される事項

定期健康診断（以下、「健康診断」という）を秋に実施している企業も多いのではないのでしょうか。そこで今回は、健康診断実施後において、企業に求められるフォローと、健康診断に関して労働基準監督署によく指摘される事項についてみておきましょう。



1. 有所見者への対応

健康診断を受診した後は、医師等により異常がないか、異常の所見がある（有所見）かが診断されることになっています。平成27年の有所見者の割合（有所見率）をみると53.6%となっており、過半数の労働者が有所見者という状況になっています。

この有所見者については、医師等からの意見を聴取し、下表の就業区分と就業上の措置があれば、その内容を健康診断結果へ医師等に記載してもらうことになります。そして、この医師等の意見を勘案し、会社がその必要があると認めるときは、その労働者の実情を考慮して、就業場所の変更、作業の転換、労働時間の短縮、深夜業の回数の減少等の措置を講じたり、医師等の意見を衛生委員会等へ報告したりするなどの対応が求められます。

労働基準監督署の調査では、この有所見とされた後の医師等からの意見聴取を行っていないとして、是正勧告が行われる事例が多くなっていますので、いま一度、健康診断結果を確認しておきましょう。

2. 診断結果に応じた勧奨

健康診断の結果、特に健康の保持に努める必要がある労働者については、医師や保健師による保健指導を受けるように勧めることで、健康への意識が高まります。

また、有所見者のうち、一定の項目に異常の所見があると診断された場合には、労災保険法に基づく二次健康診断を受診することができます。受診の義務付けはできませんが、受診を勧めることを検討しましょう。

表 医師からの意見聴取の内容

区分	内容	就業上の措置の内容
通常勤務	通常の勤務でよいもの	—
就業制限	勤務に制限を加える必要のあるもの	勤務による負荷を軽減するため、労働時間の短縮、出張の制限、時間外労働の制限、労働負荷の制限、作業の転換、就業場所の変更、深夜業の回数の減少、昼間勤務への転換等の措置を講じる。
要休業	勤務を休む必要のあるもの	療養のため、休暇、休職等により一定期間勤務させない措置を講じる。

この他、常時雇用する労働者数が50人以上の事業場については、健康診断の結果を所轄労働基準監督署に提出することになっていますので、実施後、確実に提出しておきたいものです。



9月から厚生年金保険の 保険料率が引き上げられます

平成16年に行われた年金制度の改正により、厚生年金保険の保険料率は平成29年まで毎年9月に0.354%ずつ引き上げられることになっています。これにより平成28年9月からの厚生年金保険料率は18.182%となり、これを労使折半で9.091%ずつ負担します。具体的な保険料額は下表のとおりとなっています。

※協会けんぽの健康保険料率については変更ありません。



[表 平成28年9月からの厚生年金保険料額] (単位：円)

等 級	標準報酬		報酬月額		全 額	折 半 額
	月 額	日 額			18.182%	9.091%
			円以上	円未満		
1	98,000	3,270	～	101,000	17,818.36	8,909.18
2	104,000	3,470	101,000	～ 107,000	18,909.28	9,454.64
3	110,000	3,670	107,000	～ 114,000	20,000.20	10,000.10
4	118,000	3,930	114,000	～ 122,000	21,454.76	10,727.38
5	126,000	4,200	122,000	～ 130,000	22,909.32	11,454.66
6	134,000	4,470	130,000	～ 138,000	24,363.88	12,181.94
7	142,000	4,730	138,000	～ 146,000	25,818.44	12,909.22
8	150,000	5,000	146,000	～ 155,000	27,273.00	13,636.50
9	160,000	5,330	155,000	～ 165,000	29,091.20	14,545.60
10	170,000	5,670	165,000	～ 175,000	30,909.40	15,454.70
11	180,000	6,000	175,000	～ 185,000	32,727.60	16,363.80
12	190,000	6,330	185,000	～ 195,000	34,545.80	17,272.90
13	200,000	6,670	195,000	～ 210,000	36,364.00	18,182.00
14	220,000	7,330	210,000	～ 230,000	40,000.40	20,000.20
15	240,000	8,000	230,000	～ 250,000	43,636.80	21,818.40
16	260,000	8,670	250,000	～ 270,000	47,273.20	23,636.60
17	280,000	9,330	270,000	～ 290,000	50,909.60	25,454.80
18	300,000	10,000	290,000	～ 310,000	54,546.00	27,273.00
19	320,000	10,670	310,000	～ 330,000	58,182.40	29,091.20
20	340,000	11,330	330,000	～ 350,000	61,818.80	30,909.40
21	360,000	12,000	350,000	～ 370,000	65,455.20	32,727.60
22	380,000	12,670	370,000	～ 395,000	69,091.60	34,545.80
23	410,000	13,670	395,000	～ 425,000	74,546.20	37,273.10
24	440,000	14,670	425,000	～ 455,000	80,000.80	40,000.40
25	470,000	15,670	455,000	～ 485,000	85,455.40	42,727.70
26	500,000	16,670	485,000	～ 515,000	90,910.00	45,455.00
27	530,000	17,670	515,000	～ 545,000	96,364.60	48,182.30
28	560,000	18,670	545,000	～ 575,000	101,819.20	50,909.60
29	590,000	19,670	575,000	～ 605,000	107,273.80	53,636.90
30	620,000	20,670	605,000	～	112,728.40	56,364.20

9月分より変更すべき社会保険料

9月は保険料率の引き上げと共に、社会保険の定時決定（算定基礎）により決定された健康保険および厚生年金保険の標準報酬月額を変更する時期となります。具体的な手続きとしては、給与から控除する保険料率および標準報酬月額を変更した上で、従業員へ決定された標準報酬月額を通知します。

なお、社会保険料控除のタイミングは会社によって異なるため、9月分の保険料をいつ支払う給与から控除するのかを確認しておきましょう。

この他、社会保険料に関しては平成28年4月よ

り、健康保険の標準報酬月額の上限額が121万円から139万円へ引き上げられました。また、累計標準賞与額も年間上限額が540万円から573万円に引き上げられています。

そして平成28年10月からは、厚生年金保険の標準報酬月額の下限に1等級（88,000円）が加わることになっています。この変更に関する人の取扱いについては今後、情報が出てくるかと思いますので、確認の上、給与計算において社会保険料の控除額に誤りがないように注意しましょう。